令和８年（フ）第５７９号
兵庫県尼崎市常吉２丁目７番３号　リバティ武庫之荘　201、前住所神戸市中央区花隈町２番17号　301
債務者　若井くみこ（旧姓平田、山田）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９６号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目118番地の６　ロールス園田　402、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目19番29号
債務者　中道　良太
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０４号
愛媛県西条市小松町南川甲405番地　南川団地226号
債務者　水田　　学
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第２１４号
沖縄県沖縄市海邦２丁目19番10号
債務者　与那覇さやか
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２９２号
沖縄県沖縄市登川１丁目18番７号　メゾン高良201号室
債務者　幸地　美佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字川平920番地
債務者　仲本絵美子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
那覇地方裁判所石垣支部

令和８年（フ）第２６７号
福島県田村郡三春町字深田和283　県営平沢団地84号棟、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町大字小良ケ浜字松の前12番地
債務者　関根　直人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１７１３号
東京都府中市新町１丁目69番地の３三和マンション103
債務者　鈴木　恵太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９２２号
東京都八王子市中野上町１丁目20番13号
債務者　永澤　史世
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２９０号
福井県鯖江市住吉町１丁目４番５号
債務者　山本　康子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９１号
福井市田尻栃谷町第38号36番地184
債務者　加藤　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９６号
福井市みのり１丁目25番24号
債務者　モリヒロプランニングこと　森川　裕之
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２９９号
福井県鯖江市茹生田町第13号６番地１
債務者　石本　明美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３００号
福井県越前市新保町第31号24番地　ハピネスⅧ－102
債務者　鹿島　雅陽
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０１号
福井市江端町第32号42番地　グループホームおーるわんメディぷらす
債務者　笠塚　美緒
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４８５８号
大阪府大東市三箇１丁目７番10号
債務者　寺岡　幸彦
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９９０号
大阪府東大阪市大蓮南１丁目13番９号　パル弥生　302号
債務者　スナック花みず木こと　松本　節子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部